保護者の皆さま

明石市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について(お願い)

平素は本市の教育にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症防止について、ご家庭で毎朝の健康観察等にお取り組み いただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。

明石市では、6月1日から学校を再開することができました。引き続き、通常の学校生活を取り戻すことを当面の目標として、感染症防止対策及び熱中症事故防止対策等に取り組んでまいります。

さて、6月22日から児童生徒の出席に関する取扱基準を以下のとおりとします。

今後も、ご家庭と学校・教育委員会が連携しながら、充実した教育活動が実施できるよう 努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、万が一、お子様に下記の症状等があらわれた場合は、速やかに学校へご一報くださいますよう、併せて、お願い申し上げます。

記

〈出席に関する取扱基準〉

	症状等	対応	登校開始日
1	児童生徒が感染した場合	出席停止	専門医等が快癒を認め、保健所が発行する確認通知
		(欠席扱いとしない)	書の発行を受けて登校
2	児童生徒が濃厚接触者と	出席停止	症状が出なければ、保健所の指示を受けて登校
	なった場合	(欠席扱いとしない)	(目安は14日)
3	同居家族が濃厚接触者となった場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	①同居家族が陰性の場合は登校
			②同居家族に感染が判明、本人が濃厚接触者となっ
			た場合は2の対応
4	発熱等のかぜ症状が発症 した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	症状がなくなった日から登校
			※症状が改善せず、受診した場合
			①検体検査を受けず様子見となった場合は症状が
			なくなった日から登校
			②検体検査を受けた結果、陰性の場合は症状がなく
			なった日から登校
			③検体検査を受けた結果、陽性の場合は1の対応
5	医療的ケアが必要および	個別に判断	主治医との相談結果を踏まえて個別に判断
	基礎疾患がある場合		土石区との作政和末を始またく旧別に刊例
6	感染リスク等で登校に不	原則として欠席	
	安がある場合		